

新潟県土木関係建設コンサルタント業務低入札価格調査取扱試行要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、新潟県土木部、交通政策局及び農林水産部が発注する建設工事（農林水産部が発注する建設工事は漁港事業に係るものに限る。）に係る土木関係建設コンサルタント業務（以下「業務委託」という。）の入札において低入札価格調査制度を用いる場合における必要な事項について定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この取扱要領による低入札価格調査の対象となる業務委託は、総合評価落札方式による競争入札に付するものとする。

(低入札価格調査基準)

第3条 前条に規定する業務委託契約で、評価値が最も高い者（以下「落札候補者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、契約ごとに第4条に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(調査基準価格)

第4条 入札書等比較調査基準価格は、新潟県土木部・交通政策局・農林水産部（漁港事業）調査・測量・設計業務における総合評価落札方式試行要領の運用基準第2に定める領域に応じて、次の各号のとおりとする。

(1) 領域① 直接人件費＋直接経費＋その他原価×90/100＋一般管理費等×50/100（1万円未満切り上げ）

ただし、その額が入札書等比較予定価格に 81/100 を乗じて得た額を超える場合にあっては、81/100 を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）とし、入札書等比較予定価格に 60/100 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、60/100 を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）

(2) 領域② 入札書等比較予定価格に 100分の91 を乗じて得た額(1万円未満切り上げ)

2 調査基準価格は、前項の額に消費税等相当額を加算した額とする。

(予定価格書への調査基準価格の記載)

第5条 事務の適正な執行を確保するため、「新潟県財務規則による帳票その他の書類の様式」に定める予定価格書（第28号様式）中、「制限価格」を「調査基準価格」と読み替え、本基準に基づく具体的金額を「調査基準価格 ○○○円」と記載し、さらに、当該入札書等比較調査基準価格を「入札書等比較調査基準価格 ○○○円」と記載するものとする。

2 「新潟県財務規則による帳票その他の書類の様式」に定める入札調書（第32号様式）についても、前項と同様に記載するものとする。

(低入札価格調査)

第6条 低入札価格調査は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査する。

2 前項の調査に当たり、落札候補者の入札額が次に定める額に満たない場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとみなし、失格とする。

$$\text{入札書等比較調査基準価格} - \text{入札書等比較予定価格} \times 4/100 \\ = \text{失格基準 (1万円未満切り上げ)}$$

(調査会の設置及び構成員)

第7条 前条の調査を的確に行うため、低入札価格調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2 調査会の構成員、運営及び事務局は、「新潟県土木部・交通政策局・農林水産部（漁港事業）調査・測量・設計業務における総合評価落札方式試行要領」に係る競争入札に関する参加資格・指名審査会設置・運営試行要領（以下「審査会要領」という。）の例によるものとする。

(調査会の審議事項)

第8条 調査会は、発注所属の長の要請を受けて、審査会要領第3条に定める各審査会における所掌事項に相当する業務委託の入札に関して、第6条の調査を実施し、判断を行う。また、その調査結果について、すみやかに発注所属の長に通知するものとする。

(落札決定)

第9条 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該落札候補者を落札者と決定する。

2 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該落札候補者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値が最も高い者に次いで評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が入札書等比較調査基準価格を下回る入札者であった場合には、低入札価格調査を実施することとし、以後の手続きは落札候補者にかかる取扱いを準用する。

(調査基準価格未満の金額で契約する場合の措置)

第10条 調査基準価格未満の金額で契約する場合は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 業務委託金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 前金払いの金額を業務委託金額の10分の1以内とすること。
- (3) 管理技術者は専任（他の管理技術者、照査技術者及び担当技術者との兼任は不可）

で配置しなければならない。

なお、配置する管理技術者は、公告日又は指名通知日において落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）にあること。

また、届出のあった管理技術者の変更は原則認めない。

(4) 設計図書において照査を定めた場合は、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の負担により第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を実施すること。

2 前項第4号の第三者照査を行う者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年1月新潟県告示第96号）により入札参加資格者名簿に登載された者であること。

(2) 公告日又は指名通知日から落札決定日までの間において、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 第三者照査を行う者と受注者との関係が次に掲げるものに該当しないこと。

ア 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ）の関係にあること。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にあること。

ウ 一方の会社の役員（会社法第329条第1項の役員をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねていること。

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ）を現に兼ねていること。

オ その他アからエまでと同視しうる資本関係又は人的関係があると県が認めるもの。

(4) 過去に県が発注した業務委託において、受注者から第三者照査を受託し、又は受注者に第三者照査を委託したことがない者であること。

(5) 配置する技術者は、次の要件をすべて満たす者であること。

ア 受注者において選任する管理技術者と同等の資格保持者又は同等の能力と経験を有する者であること。

イ 公告日又は指名通知日において第三者照査を行う者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）にあること。

附則（令和2年監第1153号）

この要領は令和2年7月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附則（令和4年監第4343号）

1 この要領は令和4年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

2 この要領の適用の際、令和4年3月31日以前に公告又は指名通知を行い、適用日において落札決定に至っていない入札についての低入札価格調査の手続においては、なお従前の例による。

附則（令和6年監第1751号）

この要領は令和6年10月20日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。